

災害時における緊急輸送等に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と北斗タクシー有限公司（以下「乙」という。）は、幕別町内に地震、豪雨、豪雪、暴風その他の異常な自然現象による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急輸送及び情報収集等（以下「緊急輸送等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続等を定め、災害応急対策を円滑に遂行し、被害の軽減を図ることを目的とする。

（緊急輸送等の対象）

第2条 この協定における緊急輸送等の対象は、次に掲げるものとする。

- （1） 災害に伴う傷病者等の輸送
- （2） 応急対策に必要な人員及び機材の輸送
- （3） 災害の状況、被害情報の収集及び伝達
- （4） その他、甲が必要と認めるもの

（協力の要請）

第3条 甲は、乙に対して次に掲げる事項を明示して、緊急輸送等の要請を書面にて行う。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

- （1） 緊急輸送等を要する理由
- （2） 輸送する人員数等
- （3） 乗車（積み込み）場所及び降車（降ろし）場所
- （4） 災害の状況、被害情報を収集及び伝達する地域
- （5） その他参考となる事項

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から緊急輸送等の要請を受けたとき又は乙が緊急輸送等の必要性を認知した時は、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

2 乙は、平常時の業務中においても、甲が管理する道路等における損壊、土石の崩落、倒木等の危険箇所を発見したときには、業務に支障をきたさない範囲で甲への情報提供に協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、緊急輸送等を実施した場合は、速やかに甲に対し書面により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（経費負担）

第6条 この協定に基づき、乙が第3条各号（第4号は除く）の実施に要した経費については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、輸送終了後、乙の提出する報告書に基づき、災害発生直前におけるタクシー料金を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の支払い）

第7条 前条に規定する甲が負担する経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(事故)

第8条 乙は、第3条の規定により要請された業務（以下「要請業務」という。）の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(旅客及び第三者に対する責任)

第9条 乙は、要請業務の運行に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第10条 乙は、乙が雇用している運転者が要請業務中に、死亡又は負傷等をしたときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し、補償を行うものとする。

(燃料確保及び車両の通行)

第11条 甲は、乙が要請業務の運行に際し、必要な燃料を確保できるように努める。

2 甲は、乙が要請業務の運行に際し、車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(情報交換)

第12条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年3月20日

甲 中川郡幕別町本町130番地
幕別町
幕別町長 岡田和夫



乙 中川郡幕別町札内青葉町1番地の5
北斗タクシー有限公司
代表取締役 田中廣美

